

二千尾とれております。それから海幸丸、これは日本水でございまして、これは三十七万八千尾、それから第三大洋丸、これは太平洋でございまして、これは五十三万程度でございまして、これは計画に對しましては最初の明晴丸は二四%、次の海幸丸は二六%、大洋丸が二四%、こういうことになつてゐるのであります。ところが予定の漁期は五月の十一日から八月の十日までということになつておりますので、今までの経過日数の予定漁期に対する割合を見ますと、三九・一%ということであり、ところが数字は今言つたように二四、二六、二四という程度の数字でありますので、経過日数の比率から見ますれば、やや落ちておりますけれども、先ほど申上げた通り、後半に行くに従つて成績を上げてゐるのであります。この分で行きますれば大体予定の成績は挙げ得るものであらう。こういうふうな考へてゐる次第であります。

それから御質問の「べにさけ」につきまして正確な数字はございせんが、成績はよくない、こういうことでございします。それからなおその他の漁業につきましても御質問がございましたのでありますが、「かに」漁業でございまして、これは本年初めて実は出漁いたしましたのでございまして、母船式の「かに」漁業は東ベリング海に只今出漁をいたしてゐるのでございまして、御承知の通り日本水産と日魯と太平洋の三社が共同で一母船を出しまして、それに漁船が六隻、搭載してありますのでございまして、漁船のほうの漁船

は去る三月三十日、母船のほうは四月八日にそれ／＼函館を出帆いたしました。四月二十一日に漁場に到着をいたしまして、二十二日より操業を開始いたしてゐるのであります。操業開始後五月中旬までの操業初期におきましては非常に天候が悪い状態が続きました。それから「すわいがに」が相当とれましたために漁獲成績は非常に思ひなかつたのでございまして、けれども、五月十五日に漁場をポートモレー沖合に置きまして以来、漁獲は極めて良好となつて参りました。現在も好調を続けている状態でありまして、この結果六月十五日まではすでに離詰予定生産量でありまして、この五万箱の半ば以上を達成をいたしてゐるのであります。この調子が続きますれば、予定の操業期間たる八月末日より相当日数早く計画量を達成できるのではないかと、こういうふうな考へてゐるわけであり、御承知の通り本漁業はアメリカの極く沿岸近くで操業をいたしてありますので、国際関係等も十分留意いたしまして、特に操業中の規律を重んじたり、要らざる紛争を起しますことのないように、船団当事者及びこちらから参つております監督官に十分指示をして置いたのであります。この点につきましても極めて満足すべき状態において操業をいたしてゐるわけであり、即ち出漁前にアメリカの大使館とも打合せをして置いたのでございまして、母船は同海域に操業してありますところのアメリカのディーブシー号と連絡をいたしまして、漁業到着の日には会合をいたしまして、操業の打合せをいたしました。その後アメリカの魚

類局の生物学者が我がほうの母船に移乗をいたしてゐるのであります。その後五月十四日にはディーブシー号が一且シアトルに寄港する途中、副社長が我々のほうの母船をわざわざ訪問をいたしてゐるような事実もあるのであります。又六月六日には新たにこの漁場に参りましたところのチェリコフ号という船がございまして、これも我がほうの母船を来訪いたしまして懇談をいたしておるような状況であります。又アメリカの大使館を通じて水産庁に對し、七月十五日以降ディーブシー号が再び漁場に來たときには、日本側の監督官をディーブシー号に招待するといふ旨の申出があるものであります。以上のような状況でありまして、極めて只今は国際的にも満足すべき状況にございます。なお数字の点につきましてもは漁獲高の只今までわかつております数字は四十七万七千尾でありまして、離詰製造箱数は二万六千箱であります。計画に對しまして約五〇%ということになつておるのであります。予定漁期と経過日数との割合は約四二%、こういうことになつておるわけであり、

この点につきましては、関係の業者の方面或いはその他の関係方面とも十分相談いたしましてきめたいと考えております。

○千田正君 大体北洋のことは、私の質問の点はわかりましたが、その後先ほどの国際問題のうち、朝鮮との関係、韓国との関係は、一度こゝまで長官或いは外務関係からの御説明があつた後、その後もいゆる日韓會議が一応只今の休戦問題なんかという重大な問題にぶつかつて、恐らく進んでおらないような状況のようでありまして、その後拿捕されておるといふようなことはなにかどうかよく伺いたい。それからその後も引続き日本の漁船が出漁してゐるかどうか、出て行つてゐるかどうかという点。出ておるとすれば曾つてのいゆる李承晩ライン或いは當時撤せられたところの防衛ライン、言換へればクラーク・ライン、あの辺の状況はどういうふうになつておるかという点を、何も問題なく今まで通りやつておるかどうか、或いはそれ以上行けないのかどうか、その後もストツプの状況であるかどうか、その点を一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の点でございまして、朝鮮におきましていろいろ政治情勢の変化がございまして、特段にお話申上げました通りでございます。先般申上げました通り極めて友好的に話合は進めておりますし、又いゆる原則論よりも具體的な一つ話合をしうじやないかということと、お互いよく了解をいたしまして、その方面の話合は進めておりますけれども、未だ特に特筆してお話申上

けることは何もないような状況でございします。それから韓国周辺の拿捕船であります。最近がございせん。大邦丸事件が起つたときよくつと一隻か二隻ありましたけれども、その後拿捕船はございせん。幸いと申します。底曳はちよつと只今は南方のほうに移行してございまして、あの方面はいたしておらないという理由もあるわけでありまして、ただ「さば」のはね釣りが行われるわけでありまして、それはもうちよつと時期が遅れまして、やがて「さば」のはね釣りは出漁することになるのじやないか、こういうふうな考へております。その他防衛水域等の問題等もいろいろあるかと思ひますけれども、この問題につきましては、まだそのままでございまして、只今の状況は一時的ではございまして、只今の状況は平穩を保つてゐる、こういう状況であるように觀察いたしてあります。

○秋山俊一郎君 先ほどの千田委員の御質問に關連するのですが、「かに」の離詰を漁場からそのまま輸出する、或いは一旦持帰つて輸出するといったようなことはまだはつきりしてゐないというところでございまして、その輸出する場合には検査が要するのじやないでしようか。若し検査が要するとすれば、その検査官は船に乗込んでゐるかどうか、この点を伺ひたい。離詰の輸出検査があるか、輸出する場合……

○政府委員(清井正君) その点ちよつと研究いたしませんと答へ申上げられませんが、仮にそういうことであるといひますれば、離詰検査の専門家は乗船いたしてゐるから、ちよつと問題が起るかと思ひますが、その点十分研究いたしたいと思ひます。

○秋山俊一(郎君) 日韓關係につきましても、大邦丸事件が起つて以来、日本に入つて来た朝鮮からの水産物の輸入の問題が一時停頓の形になつておるかに聞いているのですが、今日どういふふうな状況になつておりますか。これがやはり前のように外貨の割当もでき、又従つて日本に入つて来る魚も漸次その以前の狀態に返りつつあるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。これは勿論通産省關係であると思ひますけれども、水産物に關する限り水産庁がやつぱりこの問題にタッチしていると思ひますのでお伺ひするわけでありませう。

○政府委員(清井正君) 御質問の点であります。この点も大邦丸事件が起つて以来、いろいろこれに關連する措置をとつて參つて来ておるのでありますが、その後いろいろ問題が進展をいたしました。只今では韓国からの鮮魚の輸入がとまつておるといふ現状であるように思つております。この問題につきましても、勿論私どももいたしましても關係庁と十分連絡を受けておるわけでありませうが、この問題に關しましては、いろいろの御意見があるように私も聞いておるのであります。が、これ又單なる漁業上の問題といふことではなしに、いろいろの端点からこの問題を處理しなければならぬといふような特殊事情にありませうために、暫らく事の推移を見て頂かなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして、この問題は現状はとまつておるといふことを御報告申上げる程度でございます。

○秋山俊一(郎君) そういたしますと、まあ差當つては現状で暫らく行く、こういうふうな承知してよろしいですか。

○政府委員(清井正君) 私の聞いております限度におきましては、さういふ考へております。

○千田正君 それで長官に特別にお願いしたいのは、今までのあれは中間報告でありませうが、漁業の計数並びに連絡の問題は一応伺ひましたが、これが一段落つきまして、是非各委員に水産庁として報告を一つまとめて頂戴したいと思ひますので、今から注文しておきます。

○委員(森崎隆君) この問題についてほかに御質疑ございませうでしょうか……

○委員(森崎隆君) それでは次に風水害の被害の問題に入りますが、その前にちよつとお願い申上げますが、先般内閣の試験場の問題で外務大臣、國際協力局長並びに前國務大臣の林屋氏に御出席を求めることになつておりましたが、日取りは六月二十二日、來週の月曜日午後一時というように大体きめたいと思ひます。それでいろいろ衆議院の予算審議の問題とも關係があらうので、又こちらとしましては、この問題を早く解決したい点もございませうので、この次回の水産委員会に、この試験場の問題に關して外務大臣の出席要求を議長を経て行いたいと思ひますが、これに御異議ございませうでしょうか。

○委員(森崎隆君) それでは台風被害の問題に移ります。

○千田正君 このたび大阪、兵庫或いは九州、四国という各方面におけるところの台風によつてこつちの水産關係の被害の状況並びにこれに對したまういふふうにとつておられるか、且つ又予算その他に對してどういふふうな方法を以て災害の復旧に當られるかという点につきまして、長官から一応の御報告と、水産庁としての今後の処置方針について承りたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の点でございますが、このたびの台風第二号によりまして、主として西部方面が非常に被害が多かつたのでありまして、關係の漁民その他のかたに對しては誠に気の毒に考へておる次第でございます。被害に關する報告も逐次集まつて參つております。お手許に資料が御配付になつておると思ひますが、六月十八日現在までの報告集計によりまして、總金額が四億七千八百萬圓という被害額になつております。これはいづれも県庁からの正式な報告でございます。内訳はここに書いてあります通り、漁港が百十八カ所で一億八千萬圓、漁船が三百二十二隻で三千六百萬圓、漁具が四百七十七艘で八千四百萬圓、それから養殖施設が一億六千四百萬圓、それからその他共同施設或いは網干場とか、荷揚場とかいう施設でございますが、そういうものが一千萬圓といふことで、合計四億七千八百萬圓といふことになつておるのであります。果別の数字を見ましても、まあ九州北部が非常に打撃であり、同時に四国にも非常に被害の多い所がある

るのであります。只今の数字で見ますと、長崎の一億一千九百萬圓というのが一番多額でありまして、その他隣接県等非常に損害を見ておるわけでありませう。水産關係は通信の不能等の關係がありまして、なか／＼思つたやうに数字が集まらないので私も甚だ困つておつたのであります。まあ且つこの数字は確信のものではないかといふふうには私も考へておるわけでありませう。關係県に数字の提出について督促をいたしておる状況であります。これに對する処置をいたしましては、私どもはこれは農作物一般をいたしましては、合同の処置をとつて參るといふふうに考へておるわけでありませう。これは災害復旧予算を、これは予備費等の措置で早速これは災害復旧の費用を國庫より助成すべきいたさなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありませう。それから漁船、漁具、養殖施設、それから共同施設等は、これは今まで水産關係の被害につきましてもとられました措置と同様に、融資を主体といたしまして、それに対しては、わゆる損失補償並びに金利の補助という方法を講じて參りたいといふふうに考へまして、これは只今数字を固めつつあると共に、大蔵省とも事務的に折衝を開始しておる現況でございます。これは今回の農作物に關する被害措置と併せ、一本といたしまして総合施策の一つといたしましてこの問題は取扱つて參りたい、こういうふうな考へまして、只今事務當局と折衝いたして、おる最中でございます。

○千田正君 農業との關係もあると思ひますが、只今途中の報告にしましては、大体において百十八カ所の漁港の災害復旧を予備費から一応出してもらふとして、大体これはどれくらい見込んでおられますか。それと又漁船、漁具等に對する融資を主体とした損失補償とか、或いは金利の補助という面につきましては大体どれくらい見ておられるのか、その点を一見通しをお知らせをお願いしたいと思います。

○政府委員(清井正君) 見通しの点につきましては、ちよつと固めつつありますのではつきり申上げられませんが、これは県庁からの報告でございまして、まあ一々現地に出張いたしまして、その報告に基きます調査をいたしまして、それからいふ余裕もございませう。或る程度この数字を査定をいたさなければならぬといふことに考へるのではありませんか。こういうふうな査定にいたさなければならぬ。それとそれから何と申上げられませんが、とにかく水害の措置をいたすところの基本災害額をいたしましては、それより若干下廻る数字が基礎にならなければならぬ、こういうふうな思つております。

○千田正君 水産庁としては、この問題に對しては恐らく自發的に調査のために派遣されておると思ひますが、實際現地にはあなたの方からおの／＼の担当職員が派遣されておられますか。

○政府委員(清井正君) ここにはまだ災害調査のためには水産庁からは出かけておりません。

○千田正君 私はやはりこれは予算を組む意味からも、又農林、漁業として一体として一つの風水害の対策を講ずる意味からも、水産の面においてはや

はり水産庁からも現地派遣されて、的確なる資料を集収すべきであると思ひますので、でき得べくんばそういうふうにして頂きたい、特に要望しておきます。

○秋山俊一郎君 この災害復旧の対策という問題は、日本といたしましては毎年々々必ず起る問題で殆んど例外なしに起るのです。従つてその都度或いは風水害の問題、或いは地震の問題、津波の問題といったように殆んど毎年どこかに起つてゐる、そういうものに對して、その都度いろいろ単独の法律を作り出すとか、或いは予算措置によつてその場合に法律なしにでもやるとか、そういうふうなまづ／＼の対策を講じてゐるのであつて、我々はこういう問題に對して、かねてから一貫した一つの恒久的な法律を作つておいて、それによつて直ちに処置を講じるようにしたらいのじやないかというのをしほしは発言もし、要望もしてゐるわけでありました。それは水産庁だけの問題でありませんけれども、農林省、或いは建設省、或いは厚生省の關係とか、文部關係とか、いろいろ範圍が広いと思ひますが、そういう問題に對して、政府として恒久的な法律を制定しようというふうな機運は全然ないのですか、水産庁ではそういう点わかりませんか。

○政府委員（清井正君） 御質問の点は確かにそういう必要があることは私も感じております。併しながら實際問題として、その必要を感じておりながら、個々の災害に對する処置で今までいたして参つたのでありますが、この問題につきましては關係者一同よく相談をいたしまして、何かこ

ういう対策について恒久的な立法でも作りまして、すぐに災害が起りましたならば、自動的に何か發動できるように措置をとれば事務的に非常に都合がいいと思つております。災害の復旧につきましても非常に速かにできる、こういう利点があるのじやないかと考えております。ただ併し、これはすぐに實現ができるかどうか、私も自信を以てお答えできませんので、なお研究問題として考えさせて頂きたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 これは、最近こういうことを言出した問題でなくして、災害のたびにこの問題は出るのですから、これを阻む、こういう恒久的な立法のできにくい何か理由でもあるのですか、何か役所として……

○政府委員（清井正君） 別段特に阻む理由というものはなにもないように考えられますけれども、やはり災害は突発的な問題でありましたために、それを予知してあらかじめ措置するということにつきまして、なか／＼思うように行かない点が根本原因じやないか、こういうふう

○秋山俊一郎君 勿論災害は突発的でありまして、日本の国情から見ますと、地理的条件から見て、殆んど例外なしに毎年似たような問題が一回若しくは二回三回連続して起ります。そのたびにこういう問題があらまして、そうして而も、本日もそうでありますが、各県の被害を受けた果から多数の人が上京しまして、そうして国会に陳情し、役所に陳情し、この陳情の費用なり、何なりにしまして莫大なものであらうと考える。これも一に何もよるところの法律がないために、めい

めいが出て来て陳情せざるを得ない状態である。こういうことは一つ水産庁にのみお願いするのはこれは筋が違ふかも知れません。併し水産庁としても必ずその一部には違ひないのでありますから、何か農林省なら農林省が主体となるなりして、こういう問題を早急に立案する、或いは役所で立案しなければ議院立法なり、何なりやらなければならぬのじやないかと思ひますが、何かそういう機運を早く作つてやりますと、これはないかも知らんという問題じやなくて、殆んどあるのですから、こういう点は水産庁としてやはりこういうものを講ずる際に、一つそういう点も十分検討して機運を醸成して頂きたい、我々としてもそういう考えを強く押し出して行きたい、この点要望しておきます。

○委員長（森嶋隆君） 他にこの問題につきまして御質問ございませんか。それでは今日水産庁長官のほうから北洋漁業、国際漁業の現況並びに台風被害等につきまして一応中間的な報告を頂きます。又いろいろ要望もいたしましたが、今日はほかに議題も考えておりませんので、本日はこれで散会いたします。

午後二時二十一分散会
六月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案
一、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案
以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案
第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

第二条 前条の許可又は起業の認可は、漁業法第五十五条第一項又は第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ場合を除く外、左に掲げる場合に限り適用しない。
一 中型機船底びき網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第一條ノ二又は第三條第一項の規定により東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可（以下「第二條第一号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。）を昭和二十七年十二月一日において受けていた者（以下「第一條第二号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。）で、その許可又は起業の認可を受けた船舶に代る船舶（改造により総トン数が増加したものを含む。次

号において同じ。）について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。
第三条 左の各号の一に該当する者は、第二條第一号の中型機船底びき網漁業又は第二條第二号の中型かつお・まぐろ漁業者とみなす。
一、第二條第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二條第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、相統又は合併により、その許可又は起業の認可を承継した者
二、第二條第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二條第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、その許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を

号において同じ。）について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。
第三条 左の各号の一に該当する者は、第二條第一号の中型機船底びき網漁業又は第二條第二号の中型かつお・まぐろ漁業者とみなす。
一、第二條第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二條第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、相統又は合併により、その許可又は起業の認可を承継した者
二、第二條第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二條第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、その許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を

受け、その他その船舶を使用する権利を取得した者又は取得しようとする者で、その船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

三 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可の期間の満了により更に第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

四 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

五 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

六 前五号に掲げる者に準ずる者として農林省令で定める者

附則
この法律は、公布の日から施行

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した時にその効力を失う。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案
衆議院の行為による特別損失の補償に関する法律

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一 防衛網その他の水中工作物の設置又は維持
二 防風施設又は防砂施設の除去又は損壊
三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。
(損失補償の申請)
第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請

書を入閣総理大臣に提出しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申立)
第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。
(補償金の交付)
第四条 政府は、前条第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴)
第五条 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することが出来る。
2 前項の訴においては、国を被告とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第八条に次の一号を加える。
六 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の施行に関する事。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産の評価」を「及び第一項各号に掲げる事項に改める。
中央調達不動産審議会(以下「中央不動産審議会」という。)は、調達庁長官の諮問に応じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一 調達不動産及びこれに附属する動産の評価
二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失

の補償
第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価」を「管轄区域内における第十二条第一項各号に掲げる事項」に改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局